

第 4 給 与

第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

1 職員給与の実態

当委員会が、平成28年4月1日現在で実施した「平成28年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経過年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経過年数
	人	歳	年
全給料表	23,873	42.2	20.0
行政職給料表	5,123	42.7	20.8
公安職給料表	3,492	38.8	17.7
教育職給料表(一)	19	49.0	24.1
教育職給料表(二)	4,260	42.6	20.0
教育職給料表(三)	10,363	42.9	20.3
教育職給料表(四)	25	47.5	22.6
研究職給料表	227	43.7	20.7
医療職給料表(一)	24	46.5	21.4
医療職給料表(二)	200	42.3	19.4
医療職給料表(三)	138	44.0	20.3
特定任期付職員給料表	2	54.3	30.3

(注) 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表4-2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	100.0	83.1	6.0	10.9		60.0	40.0
行政職給料表	100.0	83.1	9.9	17.8		69.8	30.2
公安職給料表	100.0	72.3	3.9	43.4		92.6	7.4
教育職給料表(一)	100.0	52.6	5.3			89.5	10.5
教育職給料表(二)	100.0	94.7	2.3	4.0		57.8	42.2
教育職給料表(三)	100.0	93.7	5.5			45.4	54.6
教育職給料表(四)	100.0	94.5	4			92.0	8.0
研究職給料表	100.0	96.0	3.1	0.4		86.8	13.2
医療職給料表(一)	100.0	96.5				79.2	20.8
医療職給料表(二)	100.0	100.0	22.5	1.0		43.0	57.0
医療職給料表(三)	100.0	76.5	47.1	0.7		4.3	95.7
特定任期付職員給料表	100.0	52.2				100.0	

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表4-3 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
全給料表	355,991	9,047	7,899	16,448	389,385
行政職給料表	332,801	10,766	8,924	16,018	368,509
公安職給料表	327,733	13,224	8,159	8,899	358,015
教育職給料表(一)	507,600	11,237	16,065	24,237	559,139
教育職給料表(二)	371,969	8,625	7,786	15,718	404,098
教育職給料表(三)	370,608	7,011	7,162	18,823	403,604
教育職給料表(四)	415,940	14,904	6,986	11,388	449,218
研究職給料表	350,958	12,132	7,481	18,036	388,607
医療職給料表(一)	460,771	7,533	83,098	302,725	854,127
医療職給料表(二)	329,263	6,403	7,828	19,103	362,597
医療職給料表(三)	333,534	3,148	8,725	11,044	356,451
特定任期付職員給料表	671,000	-	20,130	30,000	721,130

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)、へき地手当(準ずる手当を含む。)、寒冷地手当、単身赴任手当(基礎額)及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 平成28年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 実地調査期間 平成28年5月1日から6月17日まで
- (イ) 調査対象事業所 平成28年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の789事業所
- (ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種
- (エ) 調査実人員 6,696人（うち、初任給関係職種505人）であるが、行政職に相当する調査実人員は5,947人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は40,968人であり、うち行政職に相当するものは32,165人である。
- (オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	197,144	196,521	199,957	189,055
	短大卒	173,995	159,133	179,437	169,908
	高校卒	161,448	161,728	161,585	160,683
新 卒 事 務 員	大学卒	193,822	194,057	196,596	184,100
	短大卒	166,708	150,000	174,766	164,043
	高校卒	157,507	156,279	158,477	155,198
新 卒 技 術 者	大学卒	202,011	202,453	203,958	195,000
	短大卒	180,904	167,300	181,917	187,500
	高校卒	165,203	167,659	165,022	163,425
準新卒看護師	養成所卒	209,667	209,667	—	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された場合をいう。

表 4 - 5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	52.3	699,920	699,920	—	—
工 場 長	52.7	619,567	632,000	576,364	—
事 務 部 長	52.8	576,592	665,115	528,097	470,665
技 術 部 長	52.5	595,734	697,494	506,211	532,402
事 務 部 次 長	51.9	526,995	570,374	519,493	430,308
技 術 部 次 長	50.4	478,980	528,467	474,332	445,325
事 務 課 長	49.2	481,861	519,610	453,937	399,492
技 術 課 長	48.1	477,767	547,276	432,136	395,513
事 務 課 長 代 理	47.0	391,421	397,445	384,979	386,489
技 術 課 長 代 理	47.8	419,192	399,857	441,026	*
事 務 係 長	44.5	355,012	376,782	342,448	323,064
技 術 係 長	45.1	383,693	391,484	390,667	330,417
事 務 主 任	41.2	311,700	334,075	301,588	276,878
技 術 主 任	40.7	356,847	343,077	369,538	290,281
事 務 係 員	36.3	274,021	299,414	243,916	243,627
技 術 係 員	35.4	275,710	297,051	260,385	244,538

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

「*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、平成28年10月14日（金）議長及び知事に対し、地公法第8条、第21条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（551円 0.15%）を解消するため、給料表を引上げ改定
- ・特別給（現行4.20月分）は、民間のボーナス（4.30月）を下回るため、0.1月分引上げ改定

（月例給、特別給ともに3年連続の引上げ）

(2) 公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の166事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
374,677円	374,126円	551円（0.15%）

<ボーナス>

平成27年8月から平成28年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.30月	4.20月	0.1月

（3）改定等の内容

平成28年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ①行政職給料表 初任給をはじめとする若年層に重点をおいた国家公務員の俸給表の改定に準じて平均0.15%の引上げ改定
初任給を1,500円引上げ改定
- ②その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 引上げ分は勤勉手当に配分
（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
改定後	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.85月	0.85月	1.70月
	計	2.075月	2.225月	4.30月

<諸手当>

○初任給調整手当

医師に対する支給月額を国家公務員に対してとられる措置に準拠して改正

<配偶者に係る扶養手当の見直し>

本県の民間企業における家族手当の見直しの動向、他の地方公共団体の動向、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、必要な検討を行っていく。

（4）改定の実施時期等

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、平成28年12月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、平成28年12月1日から、平成29年6月期の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、平成29年4月1日から実施すること。

(5) 公務運営の改善等についての報告事項

- 人材の確保と活用
多彩で有為な人材の確保、人事評価制度の整備、女性職員の積極的な登用、若手職員の育成
- 勤務環境の整備
家庭生活と職業生活の両立支援、時間外勤務の縮減などの総実勤務時間の縮減、職員の健康管理、ハラスメント防止対策、意欲と能力を引き出す環境の整備
- 公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

(1) 給与条例の改正

ア 平成28年第5回県議会定例会に提案、平成28年12月15日可決、同年12月20日平成28年条例第57号として公布された。

(改正概要)

- ① 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を引上げ
- ② 勤勉手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改定
- ③ 給料表について、若年層に重点を置いて給料月額を引上げ
- ④ 介護時間を承認され勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、給与を減額するよう改正

イ 平成29年第1回県議会定例会に提案、平成29年3月23日可決、同年3月28日平成29年条例第3号として公布された。

(改正概要)

- ① 道路作業手当について、現業的業務に従事する職員に係る手当を廃止し、それ以外の職員の手当に統合

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 平成28年4月28日 人事委員会規則第30号

a 平成28年5月1日付けの組織改正に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)

- | | |
|----|-----------------------|
| 廃止 | ・農業担い手サミット推進監(2種) |
| | ・航空宇宙産業企画監(4種) |
| 新設 | ・農業担い手サミット推進事務局長(2種) |
| | ・農業担い手サミット推進事務局次長(4種) |
| | ・施設整備企画監(4種) |

b 施行日

平成28年5月1日

(イ) 平成28年9月30日 人事委員会規則第22号

a 平成28年10月1日付けの組織改正に伴う管理職手当の改正([第24条関係]別表第1の3)

- | | |
|----|--------------|
| 新設 | ・人事管理対策監(4種) |
| | ・就労支援企画監(4種) |

b 施行日

平成28年10月1日

(ウ) 平成28年12月26日 人事委員会規則第39号

a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正

① 勤勉手当（第57条の5）

・平成28年6月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正

③ 初任給調整手当（〔第25条の7関係〕別表第2）

・医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、医師の初任給調整手当について、規則で定める職員の区分及び期間の区分に応じた支給額の改正

b 施行日

公布の日（平成28年12月26日）

（上記 a の①は平成28年12月1日、上記 a の③平成28年4月1日適用）

(エ) 平成28年12月28日 人事委員会規則第44号

a 平成29年1月1日付けの組織改正に伴う管理職手当の改正（〔第24条関係〕別表第1の3）

廃止

- ・全国レクリエーション大会推進事務局長（2種）
- ・全国レクリエーション大会推進事務局次長（4種）
- ・連携調整監（4種）
- ・地域連携監（4種）

b 施行日

平成29年1月1日

(オ) 平成29年1月31日 人事委員会規則第2号

a 平成29年2月1日付けの組織改正に伴う管理職手当の改正（〔第24条関係〕別表第1の3）

廃止

- ・農業担い手サミット推進事務局長（2種）
- ・農業担い手サミット推進事務局次長（4種）

b 施行日

平成29年2月1日

(カ) 平成29年2月28日 人事委員会規則第5号

a 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当について、災害応急作業手当の支給対象となる区域の追加に伴う所要の規定の整備（付則第12項）

b 施行日

公布の日（平成29年2月28日）

(キ) 平成28年4月1日 人事委員会規則第19号

a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正等

① 義務教育学校の設置に伴う所要の改正（第12条、第37条、〔第44条の5関係〕別表第5）

- ・教育職給料表（三）の適用範囲に、義務教育学校に勤務する職員を追加
- ・教育職員手当の支給対象に、義務教育学校の主任等の職にある指導教諭、教諭及び養護

教諭を追加

- ・へき地手当が支給されるへき地学校に、義務教育学校（白川郷学園）を追加

② 医療職給料表（二）の適用範囲の（第15条）

- ・あん摩マッサージ指圧師等、既に該当する職員が存在せず、今後も対象者が見込まれない職種を削除

③ 特殊勤務手当（第38条の16、第38条の18、第41条）

- ・給与条例における道路上作業手当の改正（現業的業務に従事する職員に対する手当を一般職員と同様に、従事した日1日につき300円の範囲内で支給する。）に伴う所要の改正
- ・組織改正等に伴う所要の改正

④ 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当（第44条、第44条の2、別表第4、別表第4の2）

- ・特勤公署及び準特勤公署について、28年度に実施した指定の見直し及び下呂市小坂町落合駐在所の新設に伴う所要の改正

⑤ 勤勉手当（第57条の5）

- ・平成29年度以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正

⑥ 給料の調整額（〔第23条関係〕別表第1）

- ・看護教員の調整数を「1」（人事委員会が定めるものにあつては「0.5」）から「1.5」（同「0.75」）に改正

⑦ 管理職手当（〔第24条関係〕別表第1の3）

○平成29年4月1日付け組織改正等に伴う改正

新 設

・県民文化局長

（1種）

- ・子ども・女性局長、観光国際局長、都市公園整備局長、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進総括監、センター長、岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関の長（保健環境研究所、工業技術研究所の所長に限る。）

（2種）

- ・管理監（機関共通）、財務管理監、改革推進監、県庁舎建設管理監、レクリエーション・健康づくり推進監、競技力向上対策監、生涯学習企画監、医療対策監、男女共同参画推進監、副センター長、経営支援対策監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター長、中小企業総合人材確保センター副センター長、研究開発企画監、土産物開発監、海外展開推進監、インバウンド推進監、家畜防疫対策監、東京オリンピック・パラリンピック県産木材利用促進対策監、幹線道路企画監、流域下水道経営企画監、県民生活相談センター所長、県民生活相談センター副所長、衛生専門学校副校長（行政職給料表の適用を受ける副校長に限る。）希望が丘子ども医療福祉センター課長（総務課長に限る。）、家畜保健衛生所 連携推進監

（4種）

- ・主幹（機関共通）、県事務所課長（揖斐県事務所及び恵那県事務所の出納課長を除く。）、岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関の課長、衛生専門学校副校長（行政職給料表の適用を受ける副校長を除く。）、農林事務所技術連携調整監、建築事務所建築課長、図書館課長

（6種）

- ・担当主幹（機関共通）、家畜保健衛生所保健衛生課長（中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）、

（7種）

廃止

- ・部内局長、農業技監、民生活相談センター長 (2種)
- ・公会計整備調整監、生活相談対策監、災害医療対策監、国保制度改革対策監、就労支援企画監、企業人材確保対策監、歴史観光推進監、競馬支援監、木育推進監、入札制度企画監、高速道路企画監、住宅活用推進監、公園活用推進監、教育委員会事務局社会教育企画監 (4種)
- ・県事務所課長（揖斐県事務所、中濃県事務所及び恵那県事務所の出納課長を除く。）、岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関の課長（保健環境研究所、農業技術センター及び畜産研究所の総務課長並びに工業技術研究所の企画調整課長に限る。）、建築事務所建築課長（岐阜・西濃建築事務所に限る。）、図書館総務課長、図書館サービス課長 (6種)

⑧ へき地手当（〔第44条の5関係〕別表第5）

- ・義務教育学校の設置及び中学校の編入に伴う所要の改正

⑨ 寒冷地手当（〔第47条関係〕別表第5の4）

- ・下呂市小坂町落合駐在所の新設及び中学校の編入に伴う所要の改正

⑩ 附則の整備

b 施行日

公布の日（平成29年4月1日）

イ 初任給規則の一部改正

(ア) 平成28年4月28日 人事委員会規則第32号

a 平成28年5月1日付けの組織改正に伴う、級別職務表の改正

廃止

- ・農業担い手サミット推進監、航空宇宙産業企画監 (6級)

新設

- ・農業担い手サミット推進事務局長 (8級)
- ・農業担い手サミット推進事務局次長、施設整備企画監 (6級)

b 施行日

平成28年5月1日

(イ) 平成28年9月30日 人事委員会規則第37号

a 平成28年10月1日付けの組織改正に伴う、級別職務表の改正

新設

- ・人事管理対策監、就労支援企画監 (6級)

b 施行日

平成28年10月1日

(ウ) 平成28年12月26日 人事委員会規則第40号

a 給与条例の一部改正等に伴う所要の改正

- ・各給料表の改正に伴い、昇格時号給対応表（別表第7）の一部を改正

b 施行日

公布の日（平成28年12月26日）

(エ) 平成28年12月28日 人事委員会規則第46号

a 平成29年1月1日付けの組織改正及び給与条例の一部改正等に伴う所要の改正

① 級別職務表の改正

廃止

- ・全国レクリエーション大会推進事務局長 (8級)

- ・全国レクリエーション大会推進事務局次長、 連携調整監
地域連携監 (6級)
- 新 設 ・教育委員会事務局参事 (8級)

②休職期間等換算表（別表第8（第42条関係））の改正

- ・介護休暇の復職時調整の換算率を現行の「2分の1以下」から「3分の3以下」に改正

b 施行日

平成29年1月1日

(オ) 平成29年1月31日 人事委員会規則第4号

a 平成29年2月1日付けの組織改正に伴う、級別職務表の改正

- 廃 止 ・農業担い手サミット推進事務局長 (8級)
- ・農業担い手サミット推進事務局次長 (6級)

b 施行日

平成29年2月1日

(カ) 平成29年3月7日 人事委員会規則第8号

a 職員の任用に関する規則の一部改正（試験区分の新設）に伴う所要の規定整備

- ・「短大卒程度」の用語の定義に「岐阜県職員採用短大卒程度試験」を、「高校卒程度」の定義に「岐阜県職員採用高校卒程度試験」を追加

b 施行日

公布の日（平成29年3月7日）

(キ) 平成29年4月1日 人事委員会規則第13号

a 平成30年1月1日付け昇給における所要の規定整備

- ・改正初任給規則の附則において、従前からの昇給制度を準用する読替規定の整備

b 施行日

公布の日（平成29年4月1日）

(ク) 平成29年4月1日 人事委員会規則第17号

a 平成29年4月1日付け組織改正に伴う級別職務表の改正

- ① 組織改正等に伴う職の新設及び廃止
- ② 同一名称の職についての規定整備
- ③ 条例上の標準職務表に準じ、複数の職務の級に在職が想定される同一職名の職についての規定整備

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
共通	管理監、主幹又は担当主幹	6級	②（集約化）
本庁	県民文化局長	9級	①（新設）
	東京オリンピック・パラリンピック県産木材 利用促進総括監	8級	①（新設）
	農業技監	8級	①（廃止）

機関	職	職務の級	内容
本庁	困難な業務を行う総務事務センター長	7級	③
	センター長 財務管理監 改革推進監 県庁舎建設管理監 レクリエーション・健康づくり推進監 競技力向上対策監 生涯学習企画監 医療対策監 男女共同参画推進監 副センター長 経営支援対策監 人材確保対策監 中小企業総合人材確保センター長 中小企業総合人材確保センター副センター長 研究開発企画監 土産物開発監 海外展開推進監 インバウンド推進監 家畜防疫対策監 東京オリンピック・パラリンピック県産木材 利用促進対策監 幹線道路企画監 流域下水道経営企画監	6級	①（新設）
	公会計整備調整監 生活相談対策監 災害医療対策監 国保制度改革対策監 就労支援企画監 企業人材確保対策監 歴史観光推進監 競馬支援監 木育推進監 入札制度企画監 高速道路企画監 住宅活用推進監 公園活用推進監	6級	①（廃止）
	県民生活相談センター長	6級	①（変更） 本庁所属から 現地機関化
	管理監又は主幹	6級	②（共通欄へ）

機関	職	職務の級	内容
	困難な業務を行う副検査監	5級	③
	副検査監	5級→4級	③
県事務所	困難な業務を行う副所長	7級	③
	中濃県事務所出納課長	5級→6級	①(変更)
	主幹又は担当主幹	6級	②(共通欄へ)
県税事務所	困難な業務を行う副所長	7級	③
	困難な業務を行う自動車税出張所長	5級	③
自動車税事務所	困難な業務を行う所長	7級	③
東京事務所	困難な業務を行う移住定住推進監又は企業誘致監	7級	③
	移住定住推進監又は企業誘致監	7級→6級	③
県民生活相談センター	困難な業務を行う所長	7級	①(変更)
	所長又は副所長	6級	本庁所属から 現地機関化
衛生専門学校	困難な業務を行う副校長	7級	①(新設)
	副校長	6級	①(新設)
子ども相談センター	困難な業務を行う所長	7級	③
	所長	6級	③
女性相談センター	困難な業務を行う所長	7級	③
わかあゆ学園	困難な業務を行う園長	7級	③
計量検定所	困難な業務を行う所長	7級	③
	主幹	6級	②(共通欄へ)
国際たくみアカデミー	困難な業務を行う校長	7級	③
	担当主幹	6級	②(共通欄へ)
木工芸術スクール	困難な業務を行う校長	7級	③
情報科学芸術大学院大学	事務局長	9級→8級	①(変更)
旅券センター	困難な業務を行う所長	7級	③
	所長	7級→6級	③
農林事務所	困難な業務を行う所長又は副所長	7級	③
	技術連携調整監	6級	①(新設)
	担当主幹	6級	②(共通欄へ)

機関	職	職務の級	内容
農業技術センター	管理監	6級	②（共通欄へ）
病虫害防除所	困難な業務を行う所長	7級	③
	困難な業務を行う飛驒支所長	5級	③
土木事務所	岐阜土木事務所長	8級→9級	①（変更）
	困難な業務を行う所長又は副所長	7級	③
	恵那土木事務所道路維持課長	4級→5級	①（変更）
東海環状自動車道事務所	所長	7級→8級	①（変更）
流域浄水事務所	困難な業務を行う所長	7級	③
建築事務所	困難な業務を行う所長	7級	③
東部広域水道事務所	困難な業務を行う所長	7級	③
リニア推進事務所	困難な業務を行う所長	7級	③

<教育委員会>

機関	職	職務の級	内容
共通	管理監、主幹又は担当主幹	6級	②（集約化）
事務局	総合教育センター長	7級→8級	①（変更）
	社会教育企画監	6級	①（廃止）
	管理監又は主幹	6級	②（共通欄へ）
教育事務所	困難な業務を行う所長	7級	③
図書館	課長	6級	①（新設）
	総務課長、サービス課長	6級	①（廃止）
	企画課長	5級	①（廃止）
	社会教育主事	3級	①（廃止）
高山陣屋管理事務所	困難な業務を行う所長	7級	③
文化財保護センター	困難な業務を行う所長	7級	③
	所長	7級→6級	③
	学芸主事	3級	①（廃止）
博物館	学芸主事	3級	①（廃止）

<議会及び監査委員>

機関	職	職務の級	内容
事務局	困難な業務を行う課長	7級	③

<人事委員会>

機関	職	職務の級	内容
事務局	事務局長	9級→8級	① (変更)
	困難な業務を行う課長	7級	③

<警察本部長>

機関	職	職務の級	内容
警察本部	監察官	6級	① (廃止)

<労働委員会>

機関	職	職務の級	内容
事務局	困難な業務を行う課長	7級	③
	課長	7級→6級	③

○公安職給料表級別職務表 (別表第1ロ)

<警察本部長>

機関	職	職務の級	内容
警察本部	困難な業務を行う管理官	8級	③
	人材育成企画官	7級	① (新設)
	刑事指導室長		
	警察航空隊副隊長	6級	① (廃止)
	特に困難な業務を行う交通事故鑑識官		
	困難な業務を行う交通事故鑑識官	5級	① (廃止)
交通機動隊分駐隊長	4級	① (廃止)	
交通事故鑑識官			

○教育職給料表 (三) 級別職務表 (別表第1ホ)

<教育委員会>

- ・学校教育法の改正に伴い、機関欄に「義務教育学校」を追加

○研究職給料表級別職務表 (別表第1ヘ)

<警察本部長>

機関	職	職務の級	内容
警察本部	管理監	4級	① (廃止)
	科学捜査研究所副所長	3級	① (廃止)

○医療職給料表 (一) 級別職務表 (別表第1ト)

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
保健所	困難な業務を行う管理監	4級	③
	管理監	4級→3級	③

○医療職給料表 (二) 級別職務表 (別表第1チ)

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
共通	管理監、主幹又は担当主幹	6級	② (集約化)
保健所	困難な業務を行う課長 (保健所の事務所の課長を除く)	7級	③
衛生専門 学校	教務主任	4級	① (新設)

機関	職	職務の級	内容
希望が丘 こども医 療福祉セ ンター	課長	6級	①（新設）
発達障害 害者支援 センター	課長	6級	①（削除）
食肉衛生 検査所	困難な業務を行う食肉検査監	7級	③
	担当主幹	6級	②（共通欄へ）
家畜保健 衛生所	困難な業務を行う病性鑑定監、連携推進監又は課長（中央家畜保健衛生所及び中濃家畜保健衛生所の保健衛生課長に限る。）	7級	③
	連携推進監、中濃家畜保健衛生所保健衛生課長	6級	①（新設）

○医療職給料表（三）級別職務表（別表第1リ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
共通	主幹又は担当主幹	6級	②（集約化）
保健所	主幹又は担当主幹	6級	②（共通欄へ）
衛生専門 学校	担当主幹	6級	②（共通欄へ）
	副校長	6級	①（新設）
	教務主任	4級	①（新設）
看護専門 学校	教務主任	4級	①（新設）
希望が丘 こども医 療福祉セ ンター	困難な業務を行う看護部長	7級	③
	看護師長	4級	①（新設）

b 施行日

公布の日（平成29年4月1日）

(3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	H28. 11. 10 人委第165号	特定一般地方独立行政法人等（特定一般地方独立行政法人、特定地方公社、特定公庫等）の職員または役員について、期末・勤勉手当の在職期間を通算するよう規定を整備（H28. 12. 1適用）
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	H28. 12. 26人 委第187号	給料表の引上げ改定に伴い、調整基本額について規定整備（H28. 4. 1適用）

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	H29.12.28 人委第200号	給与条例施行規則の一部改正等に伴う規定整備 <ul style="list-style-type: none"> ・介護時間及び部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合は、その勤務しなかった全期間を勤勉手当に係る勤務期間から除算するのに伴い、休職にされていた期間に関する規定を整備 ・介護休暇の分割取得が可能になったことに伴い、その指定期間の延長等の申出及び指定に関する記載を追加 ・介護時間制度の導入に伴い、介護時間承認申請書の記入方法に関する記載を追加 (H29.1.1適用)
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	H29.3.28 人委第250号	給与条例施行規則の一部改正等に伴う規定整備 <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校が新設されることに伴い、手当の支給対象となる学校の区分等に義務教育学校を追加 ・岐阜県職員宿舎管理規則の改正に伴い、「警察署長、警察署副署長、警察署次長の居住の用に供することを目的とする宿舎」について同規則の適用除外とされたため、単身赴任手当の権衡職員の範囲等を規定した、第29条の17関係第2項中「岐阜県職員宿舎管理規則に規定する宿舎」の後に当該宿舎を追加し、現在存在しない「派出所」を削除 (H29.4.1適用)
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について（通知）	H29.3.28 人委第251号	<ul style="list-style-type: none"> ・級別標準職務表について、地公法改正に伴う見直しに係る規定整備 ・道路上作業手当について、現業職員を対象とする手当の廃止に伴う規定整備 (H29.4.1適用)
大規模校の校長及び教頭に係る管理職手当の取扱いについて（通知）の一部改正について	H29.3.28 人委第255号	義務教育学校が設置されることに伴う規程整備 (H29.4.1適用)
期末手当及び勤勉手当の加算割合が百分の二十とする校長の取扱いについて（通知）の一部改正について	H29.3.28 人委第256号	義務教育学校が設置されることに伴う規程整備 (H29.4.1適用)

通達等の題名	発出日	内 容
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	H28. 4. 1 人委第26号	独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定整備 (H28. 4. 1適用)
平成28年改正条例の施行に伴い平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額（平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額を含む）が減少した場合等における職員に対する通知について（通知）	H28. 12. 20 人委第192号	給与条例の一部改正に伴い現給保障の受給額が変動した場合について規定整備 (H28. 12. 20適用)
給与条例等の改正に伴う差額の支給等について（通知）	H28. 12. 26 人委第193号	給与条例の一部改正に伴う既に支給された給与との差額の支給等について規定整備 (H28. 12. 26適用)
初任給規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	H28. 12. 28 人委第198号	昇給区分の決定に当たって、介護休暇、介護時間、育児休業の承認を受けて勤務しなかった時間については、勤務していない日数として取り扱わないよう規定整備 (H29. 1. 1適用)
平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料が支給されなくなることに伴う職員に対する通知について（通知）	H29. 3. 15 人委第245号	現給保障が終了することに伴い、当該規定による給料が支給されないこととなる場合の取扱いについて規定整備 (H29. 3. 15適用)

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表	行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計	
	7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7		
任命権者	知事	2																2	
		21	16	11								5			3			56	
	教委							2	36	21									59
		5	6	1															12
警察	1	2		12	10													25	
計	2						2	36	21									61	
	27	24	12	12	10							5			3			93	

- (注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。
- 2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で268人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任命権者	知事	22					1	1	2	2	1	29
	教委	98			4	18						120
	警察		3									3
計		120	3		4	18	1	1	2	2	1	152

- (注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難しい場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の決定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計		
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級			
知事	行政																					
	研究																					
	医(一)		1																		1	
	医(二)																					
	医(三)																					
教委	行政																					
	教(二)		1																			1
	教(三)																					
警察																						
計		1	1																			2

- (注) 1 初任給規則第26条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）又は第27条（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）の規定により承認した人数である。
- 2 職務の級は、異動後のものである。
- 3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で109人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	4
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

- (注) (a) は給与規則第24条（ただし書を含む。）の規定により、(b) は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表 4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	3
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

(注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) (f) は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当及び通勤手当の支給の承認

表 4-12 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職及び高速道路利用の特別料金への通勤手当支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	10
(b) 高速道路を利用する職員の特別料金に対する通勤手当支給の承認	3

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数、(b) は同規則第29条の9の5及び第29条の9の9の規定により承認した人数である。

5 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

(ア) 平成28年第5回県議会に提案、平成28年12月15日可決、同年12月20日平成28年条例第56号として公布された。

(改正概要)

- ・国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、失業者の退職手当について、国家公務員に準ずる所要の規定の整備

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 平成28年12月27日 人事委員会規則第41号

a 雇用保険法の一部改正等に伴う所要の改正

- ・求職活動支援費の額に相当する退職手当の支給手続の追加等（第23条）
- ・様式の改正（第24条、別記第1号様式の3から5まで）

b 施行日

平成29年1月1日

6 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

改正なし

(2) 旅費規則の改正

改正なし

(3) 旅費支給の特例承認

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・ 宿泊料等の増額調整承認 | 26件 |
| ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 | 4件 |
| ・ 新規採用職員の赴任旅費の特例承認 | 2件 |